

令和4年度ライフデザイン事業実施業務委託仕様書

1 事業の名称

令和4年度ライフデザイン事業

2 業務委託期間

契約日から令和5年3月31日まで

3 業務の概要

学生を対象とした出前講座の実施等を通して、参加者等のライフデザインに対する意識の高まりや必要な知識の習得を目指す。

4 業務内容

(1) ライフデザイン出前講座

ア 対象

県内の中学校、高等学校、専門学校、大学（受講者累計160名程度）

イ 実施時期・回数

令和5年3月までに4回（4校）実施すること。なお、開催日時は学校の希望により決定することとする。

ウ 出前講座の内容

- ・若い世代の方々が、それぞれのライフデザインを描く上でヒントになるような、結婚・出産・働き方等をテーマとした様々な知識や考え方、体験談等を提供できるような内容とする。講師の一方的な講義だけでなく、ワークショップを交えるなど、学生が主体的に参加できる内容とするのが望ましい。
- ・講座の時間は60～90分程度とする。（各学校の提供時間による）
- ・開催方式は学校の希望により対面かオンラインを選択できることとする。

エ 受託者の役割

役割		内容
(募集)	(実施校の募集)	県が募集及び受付を行い、実施校の希望に応じ講師を決定し、その結果を受託者に報告する。
事前準備	各学校との調整	実施校決定後から出前講座当日までの各学校との連絡調整を行うこと。
	講師との調整	スケジュール調整、移動手段の手配、講演資料の取りまとめ、謝金や交通費の支払い等を行うこと。
	オンライン開催の準備	オンライン方式での講座開催の希望があった場合は、当該学校及び講師の通信環境等を確認するなど、事前に必要な準備を行うこと。
当日の運営	会場の設営・撤去	実施校と共に会場の設営・撤去等を行うこと。
	講師の対応、補助	実施校と共に講師の誘導や、必要に応じ講座中の補助（資料やアンケートの配布等）を行うこと。
	新型コロナウイルス感染症対策	会場の換気など新型コロナ感染症対策を講じること。

当日の運営	記録	当日の様子を写真に記録し、県にデータで納品すること。なお、撮影した写真は記録用として県が内部で使用するほか、本事業の啓発用パンフレットに掲載するなど外部に公開する可能性があるため、肖像権に配慮し事前に学校と必要な調整を行うこと。
その他	アンケートの実施	生徒に対してアンケートを実施し、その結果をまとめ、県に報告すること。なお、アンケートの作成は県が行うこととする。
	参加者数の報告	参加者数を記録し、講座終了後に県に報告すること。

(2) デジタルコンテンツの作成

ア 対象

学生及び若手社会人

イ デジタルコンテンツの内容

- ・(1)のダイジェスト動画を作成すること。
- ・制作本数は1本程度とする。
- ・動画の長さは1本あたり3～5分程度とする。
- ・YouTubeに掲載可能な規格で県に納品すること。

ウ 受託者の役割

役割		内容
構成		必要に応じて絵コンテなどを用いて動画の構成を作成し、県の内容確認を受けること。
準備・調整		動画の制作に必要な資料・素材の収集を行うこと。
		肖像権や著作権に関する必要な手続を行うこと。
		出演者、協力者、撮影地への交渉等を行うこと。
撮影		動画の制作に必要な映像の撮影を行うこと。
編集	編集作業	撮影した映像の加工、編集、音楽、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行うこと。
	内容確認・修正	納品の前に県の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

(3) 啓発用パンフレットの作成

ア パンフレットの内容

- ・各回の出前講座の内容をまとめたパンフレットを作成すること。当日の写真やアンケートで得た参加者の声等も掲載すること。
- ・令和3年度ライフデザイン事業で作成したデジタルコンテンツの紹介及びリンク先（宮崎県公式YouTubeチャンネル内）のQRコードを掲載すること。
- ・その他結婚・出産・働き方等に関するデータや情報等を掲載すること。

イ 形式・発行部数

(ア)形式

B5サイズ・16ページ程度・フルカラー・中綴じ

(イ) 発行部数

600部（併せてデータも納品すること。）

ウ 受託者の役割

役割		内容
構成		「(4)ア パンフレットの内容」に基づきパンフレットの構成を整え、ラフ案を作成し県の内容確認を受けること。
編集	原稿作成	決定した構成に基づき原稿を作成すること。
	内容確認・修正	納品の前に出前講座の登壇者・県の内容確認を受けるとともに、修正指示の機会を設けること。

5 成果品について

下表のとおりこども政策課に納品することとする。

	成果物	提出期限	備考
1	出前講座アンケート集計結果	各講座終了後2週間以内	
2	出前講座の様子を撮影した写真データ	各講座終了後2週間以内	
3	デジタルコンテンツ	令和5年2月28日	DVD等の記録媒体に保存して提出
4	啓発用パンフレット(冊子及びデータ)	令和5年3月31日	
5	実績報告書	事業完了後直ちに	

5 その他

- ・受託者は、委託業務の進捗状況を定期的に報告し、県と連絡調整を十分に行い、円滑な業務実施を図ること。
- ・本業務の実施に際し、第三者が著作権を有する者を使用したことで問題が生じたときは、県に不利益が生じないように受託者の責任において処理すること。
- ・使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分に配慮し、これを行わないこと。
- ・委託業務実施に伴う著作権の権利は、原則、発注者である宮崎県に帰属するものとし、その作成物について、県が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。
- ・受託者は、委託業務を完了したときは、実績報告書を定められた期日までに提出すること。
- ・委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と十分協議を行うこと。